

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案（第九十三回国会閣法第四十五号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第三条 政府は、この法律の施行後速やかに、地方公共団体情報システム機構の保有する情報の一層の公開を図る観点から、その保有する情報を公開するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>（個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>254 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>254 （略）</p>